2019年10月号

連絡先：〒286-0041　千葉県成田市飯田町143-80-312

電話　：　0476-37-8770　ＦＡＸ　：　0476-37-8810
ｅ－ｍａｉｌ：info@fuku-roumu.com

フクシマ社会保険労務士事務所 事務所たより

シニア世代の就業・生活スタイルの動向～NRI社会情報システム調査

◆調査の概要

株式会社野村総合研究所のグループ会社であるＮＲＩ社会情報システム株式会社が、全国の 55～79 歳の 2,000 人を対象に、シニア世代の就業状況や働く意識、ライフスタイルや価値観などについてインターネット・アンケート調査を行い、その結果が公表されています。その調査結果において注目すべき内容を取り上げてまとめます。

◆就業実態

最も特徴的な点として、64 歳までの男性の正社員の割合は 50%以上を占めるのに対し、65 歳以上になると正社員で働く割合が 20%を切ることがあげられます。また、女性の場合でも、64 歳までの正社員割合が、65 歳以降では３分の１程度に減少しています。

◆今後の就業意識

現在就業中の 65 歳未満のシニア世代に何歳まで働きたいかとの質問では、現在正社員の方もパート・嘱託の方も平均して 70 歳頃まで働きたいと回答しています。

60 歳未満の正社員に将来の働き方を尋ねると、約７割が 60 歳代前半までは正社員で、65 歳を超えたらパートや嘱託など非正規での就業を望み、70 歳以降はシルバー人材センターなどの臨時・短期の仕事や、インターネット上で受注する仕事などを求める割合が増える傾向にあるようです。

◆生活満足度

50 歳代後半と 60 歳代後半の生活満足度を比較すると、就業状況以外のすべての項目で年齢とともに満足度が高くなる傾向がわかります。特に、家族や友人などの人間関係や趣味・娯楽、地域との関係などの満足度の上昇が目立ちます。

また、シニア世代が活用するＳＮＳの中でもＬＩＮＥが最も多く、ユーザーは非ユーザーに比べて満足度が高く、ＩＣＴを活用するシニア世代はコミュニケーションや情報収集の活発化を通して満足度が高い傾向があるようです。

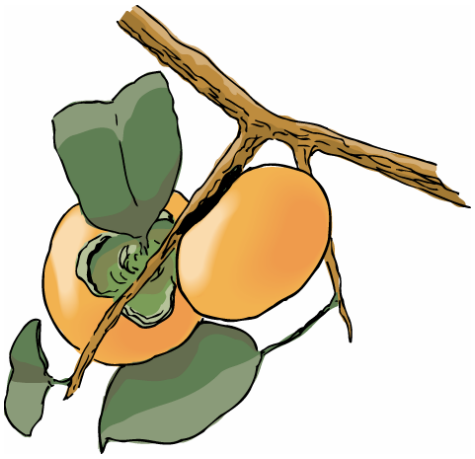

65 歳までの定年延長・再雇用は定着しつつありますが、それ以降の就業状況の満足度が低いことから、60 歳代後半世代は満足する就業の場を得られていないことが推測されます。自分に合った多様な働き方を求めるシニア世代と、戦力を求める企業との間に温度差があることは否めませんが、この調査結果は企業のシニア活用を進めるうえで参考の一つとなり得るでしょう。

【株式会社野村総合研究所・ＮＲＩ社会情報システム株式会社「NEWS　RELEASE」】
https://www.nri.com/jp/news/newsrelease/lst/2019/cc/0829_1

高齢者の労働災害が増加しています！改めて考えたい「高齢者が働きやすい職場づくり」

◆労災発生件数の４分の１は高齢者

定年延長や、人手不足を背景として、働く高齢者が増えています。現在では、65 歳以上の労働者は、労働力人口の 12.8%を占めています。

このような状況にあって、働く高齢者の労働災害が問題となってきました。厚生労働省「労働災害発生状況」によれば、2018 年に労災に遭った 60 歳以上の労働者は、前年比 10.7%増の３万 3,246 人で、労災全体の４分の１を占めています。

◆高齢者の労災を防ぐためのカギは「転倒防止対策」

60 歳以上の労働災害の中でも目立つのは転倒事故で、37.8%を占めます（全世代では転倒による労災事故は 25%程度）。転倒防止対策が、高齢者の労働災害減少のカギとなるといえます。

転倒は、段差でつまずいたり、バランスを崩してしまったりすることにより起こります。特に高齢者の場合、下肢の筋肉の衰えが影響して、転倒しやすくなるものと考えられています。また、年齢を重ねるとともに、視力や握力、バランス保持能力といった身体機能は低下しますが、こうした身体機能・認知機能の低下に気がつかず、自分では「できる」と過信して無理な動作をしてしまうことも、転倒の原因となります。

職場内の段差を極力なくす、通路を整頓して通行しやすくするといった対策を講じるとともに、実際の身体機能と本人の認識のズレを正すためのチェックを受けてもらうことも効果的といえるでしょう。

◆これからも増え続ける「働く高齢者」のために

政府は現在、「希望する人が 70 歳まで働ける機会の確保」を努力義務として企業に課す方針を打ち出しています。働く高齢者がますます増えることが想定される中、高齢者が安心して働くことのできる職場づくりが必要となります。

働く高齢者の労働災害を防ぐため、安全確保に取り組む中小企業を対象とした助成制度も新設される見込みです。この機会に、改めて、働く高齢者のための環境整備について考えてみませんか。

10 月の税務と労務の手続提出期限［提出先・納付先］

10 日

○ 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付［郵便局または銀行］
○ 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞［公共職業安定所］

31 日

○ 個人の道府県民税・市町村民税の納付＜第３期分＞［郵便局または銀行］
○ 労働者死傷病報告の提出＜休業４日未満、７月～９月分＞［労働基準監督署］
○ 健保・厚年保険料の納付［郵便局または銀行］
○ 健康保険印紙受払等報告書の提出［年金事務所］
○ 労働保険料の納付＜延納第２期分＞［郵便局または銀行］
○ 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出［公共職業安定所］
○ 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞［公共職業安定所］

～当事務所よりひと言～

働く高齢者が今後一層増加することが想定されることから、今月はシニア世代の就業・生活スタイルの動向と、高齢者が働きやすい職場づくりについて特集しました。高齢者にとって働きやすい職場を実現することは、職場全体の環境向上に繋がります。

経営層だけでなく、会社全体で検討することにより生産性向上に向けたモチベーションアップも期待できます。